

住宅宿泊事業届出書 提出書類チェック表(個人)

№	内容	チェック
1	届出書（法施行規則第1号様式）	
2	届出者の本人確認については次のいずれかの方法による ① マイナンバーカードの表面の写し（マイナンバーカードは原本照合を必要とする）の提出 ② マイナンバー通知カードの写しの提出 + 運転免許証やパスポートや健康保険者証等の写しの提出 ③ 住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）の提出	
3	事業を営もうとする者から委託を受けて、届出を行おうとする者にあつては、委任状及び委託を受けた者の本人確認書類（提示）	
4	届出者が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市区町村の長の証明書（3か月以内に発行されたもの）	
5	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合においては、その法定代理人の登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの）	
6	欠格事項に該当しないことを誓約する書面（様式6）	
7	建物の登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの）	
8	住宅が入居者の募集が行われている家屋に該当する場合 ● 入居者の募集の広告及び入居者の募集が行われていることを証する書類（例 広告紙面の写し、賃貸不動産情報サイトの掲載情報の写し等）	
9	住宅が随時その所有者、賃貸人（賃借人の親族が賃貸人である場合を含む。）又は転貸人（転貸人の親族が転貸人である場合を含む。）の居住の用に供されている家屋に該当する場合 ● 随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されていることを証する書類（例 届出住宅と自宅の間の公共交通機関の往復の領収書の写し、高速道路の領収書の写し等）	
10	下記の事項を明示した住宅の図面 1 台所、浴室、便所及び洗面設備の位置 2 住宅の間取り及び出入り口 3 各階の別 4 居室、宿泊室及び宿泊者の使用に供する部分（宿泊室を除く。）のそれぞれ	

住宅宿泊事業届出書 提出書類チェック表(個人)

	<p>れの床面積</p> <p>5 安全確保の措置状況</p>	
11	<p>届出者が賃借人又は転借人である場合</p> <p>賃貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物又は転借物の転貸を承諾したことを証する書面</p>	
12	<p>住宅がある建物が2以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるもの（分譲マンション）である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 専有部分の用途に関する規約の写し <p>なお、規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合は、「管理組合に事前に住宅宿泊事業の実施を報告し、届出時点で住宅宿泊事業を禁止する方針が総会・理事会等で決議されていない旨」を確認した誓約書（様式3）又は、法成立以降の総会及び理事会の議事録その他の管理組合に届出住宅において、住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証明する書類</p> <p>この書面には、管理組合に報告した内容（日時、氏名、報告事項、確認事項）を記載し、承諾を得ること。</p>	
13	<p>住宅宿泊管理業者に委託する場合</p> <p>管理受託契約の締結時に交付された書面の写し</p> <p>雛形は、国土交通省のホームページに掲載されています。</p>	
14	<p>事前相談記録書等、消防機関に消防法令の適合状況について相談等を行った旨を証する書類（様式4）</p>	
15	<p>届出住宅の安全確保に関する国土交通大臣告示との適合状況チェックリスト（様式2）</p>	
16	<p>周知報告書（規則別記様式）</p>	
17	<p>周辺住民等への事前周知を行った旨を証する書類（事前周知内容記録書）（様式1）*周知報告書裏面</p>	
18	<p>届出住宅の案内図</p>	
19	<p>掲示したものの写し</p>	
20	<p>掲示位置図</p>	
21	<p>配布書面</p>	

16 から 21 までは周知報告書及びその添付書類